

令和8年8月28日

雲 仙 市

担当課	観光商工部 観光物産課
担当者	参事補 宮原 祐二 主査 久本 康太
電 話	0957-47-7834
F A X	0957-38-3205

「雲仙市 宿泊税新設に関する総務大臣同意」について

本日、本市が導入を進めている法定外目的税「宿泊税」につきまして総務大臣より同意を得ましたのでお知らせいたします。

〔内 容〕

詳細については、別紙のとおり

令和 8 年 8 月 28 日

長崎県雲仙市「宿泊税」の新設

長崎県雲仙市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される雲仙市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長崎県雲仙市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	雲仙市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	多様化する観光ニーズに対応した施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1 人 1 泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・ 5 千円未満 100 円 ・ 5 千円以上 350 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 1.3 億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約 140 万円
課税を行う期間	条例施行後 3 年を目途（その後は 5 年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和 8 年 3 月 24 日 雲仙市議会にて条例案可決
- ・ 令和 8 年 5 月 19 日 総務大臣協議
- ・ 令和 8 年 8 月 28 日 総務大臣同意
- ・ 令和 9 年 4 月 1 日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：小西課長補佐、立川係長、有村

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。